平成２２年（フ）第２４６号
宮崎県延岡市北浦町三川内1546番地２
債務者　稲見　照夫
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２４８号
宮崎県日向市大字富高6202番地50
債務者　山口　英則
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５０号
宮崎県延岡市日の出町１丁目10番地13
債務者　畑中　喜江
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５１号
宮崎県延岡市中の瀬町１丁目6115番地
債務者　土山　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７９号
鹿児島県大島郡徳之島町下久志158番地
債務者　屋崎　慎吾
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第８７号
鹿児島県奄美市名瀬金久町４番15号　朝の海ビル301号
債務者　重田　拓郎
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第８８号
鹿児島県奄美市名瀬港町18番７号
債務者　越間　悦朗
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第８９号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町24番９号
債務者　大山秀一郎
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４６９号
沖縄県那覇市字上間295番地１　県営上間市街地住宅1005
債務者　伊良部和枝
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２５号
徳島県徳島市大原町内開62番地　上村方
債務者　氏家　美子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊794番地２
債務者　笹岡　亮雄
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４７号
沖縄県国頭郡国頭村字奥間2040番地14
債務者　島袋　光秀
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４９号
沖縄県名護市大北５丁目23番１－１－501号　県営大宮高層住宅
債務者　前川　　泉
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第７８６号
千葉県柏市根戸483番地183ソメヤコーポ103号
債務者　石坂香奈子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７９５号
千葉県柏市豊四季台２丁目１番29―106号
債務者　小池　康子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８０３号
千葉県流山市西平井553番地の１
債務者　岸　　智春（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８０８号
千葉県流山市南流山６丁目17番地の14　光ハイツ301
債務者　荒木美智子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９５号
兵庫県南あわじ市市小井446番地７　光ハイツ３番館401号、前住所兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野1215番地４
債務者　北村　由美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係